

報告第 18 号

小城市延長保育事業費補助金交付要綱の一部改正 について

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和元年 7 月 25 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

国の「子ども・子育て支援交付金交付要綱」の基準額等の改正があったため、一般型 保育短時間認定及び、保育標準時間認定に係る延長時間区分の単価が変更する。

小城市告示第 21 号

小城市延長保育事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

小城市延長保育事業費補助金交付要綱（平成 27 年小城市告示第 136 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

基準額		対象経費	補助率	
1 一般型		延長保育事業の実施に必要な経費	10/10 以下	
(1) 保育短時間認定（在籍児童 1 人当たり年額）				
ア 保育所及び認定こども園				
延長時間区分	基準額			
1 時間	18,700 円			
2 時間	37,400 円			
3 時間	56,100 円			
イ 小規模保育事業				
延長時間区分	A 型・B 型			C 型
1 時間	11,700 円			14,800 円
2 時間	23,400 円	29,600 円		
3 時間	35,100 円	44,400 円		
(2) 保育標準時間認定（1 事業当たり年額）				
ア 保育所及び認定こども園				
延長時間区分	基準額			
30 分	300,000 円			
1 時間	1,505,000 円			
イ 小規模保育事業				
延長時間区分	A 型	B 型	C 型	

自園調理等	30分	300,000円	300,000円	300,000円
	1時間	1,192,000円	1,192,000円	1,192,000円
その他	30分	300,000円	300,000円	300,000円
	1時間	1,146,000円	1,146,000円	1,146,000円

※「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所及び連携施設又は給食搬入施設から食事を調理・搬入して提供する事業所に適用

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

小城市延長保育事業費補助金交付要綱新旧対照表

現 行				改 正 案			
小城市延長保育事業費補助金交付要綱 別表（第2条関係）				小城市延長保育事業費補助金交付要綱 別表（第2条関係）			
1 一般型 （1）保育短時間認定（在籍児童1人当たり年額） ア 保育所及び認定こども園 イ 小規模保育事業	基準額		対象経費 延長保育事業の実施に必要な経費	基準額		対象経費 延長保育事業の実施に必要な経費	補助率 10/10 以下
	延長時間区分	基準額		延長時間区分	基準額		
	1 時間	18,300 円		1 時間	18,700 円		
	2 時間	36,600 円		2 時間	37,400 円		
	3 時間	54,900 円		3 時間	56,100 円		
	イ 小規模保育事業			イ 小規模保育事業			
	延長時間区分	A 型・B 型		延長時間区分	A 型・B 型		
	1 時間	10,200 円		1 時間	11,700 円		
	2 時間	20,400 円		2 時間	23,400 円		
	3 時間	30,600 円		3 時間	35,100 円		
	（2）保育標準時間認定（1事業当たり年額）						
	ア 保育所及び認定こども園						
	延長時間区分			基準額			
	30 分	300,000 円		30 分	300,000 円		
	1 時間	1,342,000 円		1 時間	1,505,000 円		
	イ 小規模保育事業						
延長区分	A 型	B 型	C 型				
自園調理等	30 分	300,000 円	300,000 円	300,000 円			

[illegible]